



の申告書に添付することができないときは、当該書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに提出すれば足りるものとする。

一 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三ヶ月以内に提出することを予定している場合において、政令で定めるところによりその予定期日を当該申告書の提出先の税務署長に届け出たとき 当該予定期

が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月を経過した日以後に提出することを予定している場合において、政令で定めるところにより当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたとき、当該税務署長が指定した日第一項の移出をした原油、ガス状炭化水素又は石炭を同項各号に定める場所に移入する前に、灾害その他やむを得ない事情により亡失した場合には、政令で定めるところによりその亡失の場所の最寄りの税務署の税務署長から交付を受けた亡失証明書をもつて第二項に規定する場合に限り、前項の規定による取扱いとする。

政令で定める書類に付することができる。  
第一項第二号の承認の申請があつた場合において、同号に規定する事情がないと認められるとき、又は当該申請に係る場所につき石油石炭税の保全上不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認をしないことができ  
る。

第一項の規定に該当する原油、ガス状炭化水素又は石炭（同項の規定の適用を受けないこととなつたものを除く。）については、当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を同項各号に定める場所に移入した者が原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者でないときは、これを原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者とみなし、当該場所が原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場でないときは、これを原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場とみなす。

第一項の規定に該当する原油、ガス状炭化水素又は石炭を同項各号に定める場所に移入した者は、当該原油、ガス状炭化水素又は石炭の移入の目的（当該原油、ガス状炭化水素又は石炭が同項第二号に掲げる原油、ガス状炭化水素又は石炭であるときは、その移入の理由）、数量その他政令で定める事項を記載した書類を、当該場所（第七条第一項ただし書の承認を受けて

いる場合にあつては、その承認を受けた場所の所在地を所轄する税務署長に、その移入をして該日の属する月の翌月末日までに提出しなければならない。

税務署署長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の規定に該当する原油、ガス状炭化水素又は石炭を同項各号に定める場所に移入した者に対し、当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を他の原油、ガス状炭化水素又は石炭と区別して貯蔵置すべきことを命ずることができる。

**(未納税移出に関する特例)**  
**第十条の二** 前条第一項の規定に該当する原油、ガス状炭化水素又は石炭の移入をした同項各号に定める場所が次に掲げる場所に該当する場合において、同項の移出をした原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者が、当該原油、ガス状炭化水素又は石炭につき、当該移出をした日の属する月分に係る第十三条第一項の規定による申告書(同項に規定する期限内に提出するものに限る。)に同項第一号に規定する事項を記載しつかう、政令で定めるところにより、当該原油、ガス状炭化水素又は石炭をもつて貯蔵する場合第

大不規則化水素又は石炭が前条第一項各号に掲げる原油、ガス状炭化水素又は石炭に該当すること及び当該原油、ガス状炭化水素又は石炭が当該場所に移入されたことについての明細を明らかにしているときは、同条第二項の規定にかわらず、同条第一項の規定を適用する。

二 前号の規定に該当するもののほか、当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を該場所に移入した者が同一である場合における該場所に移入した者と当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を該場所に移入した者が同一である場合における該場所に移入した場所の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたもの

前条第七項の場合において、同条第一項各号に定める場所が同条第七項に規定する原油、ガス状炭化水素又は石炭を継続して移入する場所であり、かつ、当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を移入する者が、政令で定めるところにより、当該原油、ガス状炭化水素又は石炭が継続して移入される場所で、当該採取者が、政令で定めるところにより、当該移出をする採取場所（第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあっては、その承認を受けた場所）の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたもの

受けている場合にあつては、その承認を受けた場所の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、前条第七項の規定にかかわらず、同項に規定する書類の提出を要しない。

第一項第二号又は前項の承認の申請があつた場合において、これらの規定に規定する事実がないと認められるとき、又は当該申請をした者は若しくは当該申請に係る場所につき石油・石炭税の保全上不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認をしないことができる。

5 4 税務署長は、第一項第二号又は第二項の承認を受けた者について、これらの規定に規定する事実がなくなつたと認められるとき、又は石油石炭税の保全上不適当と認められる事情が生じたときは、その承認を取り消すことができる。  
第一項第二号又は第二項の承認を受けた者は、これらの規定の適用を受ける必要がなくなりたときは、政令で定めるところにより、その旨を記載した届出書を当該承認をした税務署長に提出しなければならない。(この場合において、その届出書の提出があつたときは、その承認は、その効力を失つて二年。)

論に、その效力を失うものとする。  
前各項に定めるものほか、第一項又は第二項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

2 石炭をその採取場から移出する場合には、当該移出に係る石油石炭税を免除する。

前項の規定は、同項の移出をした原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者が、当該原油、ガス状炭化水素又は石炭につき当該移出をした日の属する月分に係る第十三条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に同項第二号に規定する事項を記載し、かつ、政令で定めるところにより当該原油、ガス状炭化水素又は石炭の輸出に関する明細を明らかにしている場合に限り、適用する。（戻入れの場合の石油石炭税の控除等）

**第十二条** 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者がその採取場から移出した原油、ガス状炭化水素又は石炭を当該採取場に戻し入れた場合は、当該原油、ガス状炭化水素又は石炭の戻入れのためにする他の採取場からの移出につき第十条第一項の適用があつた場合を除き、政令で

定めるところにより、当該採取者が当該戸入れの日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する次条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。次項におい

て同じ。)に記載した同条第一項第四号に掲げる石油石炭税額の合計額から当該原油、ガス状炭化水素又は石炭につき当該採取場からの移出により納付された、又は納付されるべき石油石炭税額(延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除くものとし、当該石油石炭税額につきこの項、次項又は第四項の規定

原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者が他の原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場から移出され、又は保税地域から引き取られた原油、ガス状炭化水素又は石炭を原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場に移入した場合（前項の規定による控除を受けるべき場合を除く。）において、当該原油、ガス状炭化水素又は石炭をその移入した採取場から更に移出したときは、文部省令第二条第一項第一号の各自然

は政令で定めるとところにより、その者が当該移出の日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する次条第一項の規定による申告書に記載した同項第四号に掲げる石油石炭税額の合計額から当該原油、ガス状炭化水素又は石炭につき当該他の採取場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取

前二項の場合において、これらの項の規定による控除を受けるべき月分に係る次条第一項の規定による申告書に同項第七号に掲げる不足額の記載があるとき、又は同条第二項の規定による申告書の提出があつたときは、それぞれ、当該不足額又は当該申告書に記載された還付を受けようとする金額に相当する金額を還付する。  
原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者がその採取場から移出した原油、ガス状炭化水素又は石炭を、その採取を廃止した後（第五条第四

項ただし書の承認を受けた場合には、同条第五項に規定する期間の経過後)当該採取場であつた場所に戻し入れた場合において、政令で定めることにより当該採取場であった場所(第七条第一項ただし書の承認を受けている場合においては、その承認を受けた場所)の所在地を所轄する税務署長の承認を受けて当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を廃棄したときは、第一項又は前項の規定に準じて当該移出により納付された、又は納付されるべき石油石炭税額に相当する金額を控除し、又は還付する。

前各項の規定による控除又は還付を受けようとする原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者は、当該控除又は還付に係る次条の規定による申告書に当該控除又は還付を受けようとする石油石炭税額に相当する金額の計算に関する書類として政令で定める書類を添付しなければならない。

相続(包括遺贈を含む。以下同じ。)により原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場における原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取業を承継した相続人(包括受遺者を含む。以下同じ。)がある場合において、その相続人が当該相続に係る被相続人(包括遺贈者を含む。以下同じ。)により当該採取場から移出された原油、ガス状炭化水素又は石炭を当該採取場に戻し入れたときは、その相続人が当該移出をしたものとみなして、前各項の規定を適用する。

前項の規定は、法人が合併により原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場における原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取業を承継した場合について準用する。この場合において、同項中「その相続人」とあるのは、「その承継した法人」と、「当該相続に係る被相続人(包括遺贈者を含む。以下同じ。)」とあるのは、「当該合併により消滅した法人」と読み替えるものとする。

第三項又は第四項の規定による還付金につき国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の規定による還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる期間は、当該還付に係る申告書が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に掲げる期限又は日翌日から起算するものとする。

一次第第一項の規定による申告書 書の提出期限 二 次第第二項の規定による申告書 当該申告書の提出があつた日の属する月の末日

(移出に係る原油、ガス状炭化水素又は石炭についての課税標準及び税額の申告)

**第十三条** 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者は、毎月(採取場からの移出がない月を除く。)政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

二 第十条若しくは第十二条又は他の法律の規定による石油石炭税の免除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする原油、ガス状炭化水素又は石炭のそれぞれの課税標準による数量(以下この項において「課税標準数量」という)。

三 第一号に掲げる原油、ガス状炭化水素又は石炭のそれぞれの課税標準による数量から、前号に掲げる当該原油、ガス状炭化水素又は石炭のそれぞれの課税標準たる数量を控除した量(以下この項において「課税標準数量」という)。

四 課税標準数量に対する石油石炭税額及び当該石油石炭税額の合計額

五 前条又は他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする石油石炭税額(前号に掲げる石油石炭税額のうち、既に確定したものと含む)。

六 第四号に掲げる石油石炭税額の合計額から前号に掲げる石油石炭税額を控除した金額に相当する石油石炭税額

七 第四号に掲げる石油石炭税額の合計額から第五号に掲げる石油石炭税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

八 その他参考となるべき事項

2 前条第一項若しくは第四項の戻入れをした者は又は同条第二項の移入をした者は、これらの規定による控除を受けるべき月において前項の規定による申告書の提出を要しないときは、同条第一項、第二項又は第四項の規定により控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けるため政令で定めるところにより、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を当該戻入れ又は移入をした場所(第七条第一項ただし書の承認を受けている場合においては、その承認を受けた場所)の所在地を所轄する税務署長に提出することができる。

(移出に係る原油、ガス状炭化水素又は石炭についての課税標準及び税額の申告等の特例)

**第十四条** 關稅法第六条の二第一項第一号(税額の確定の方式)に規定する申告納稅方式が適用される原油等を保税地域から継続的に引き取る(引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等の特例)

3 第一条に規定する者(次条第一項の承認を受けた者を除く。)がその引取りに係る原油等に取れる原油等に係る前項第一号に掲げる事項その他の政令で定める事項を記載した申告書を税關長に提出しなければならない。

4 第二号に掲げる石油石炭税額の合計額から第三号に掲げる石油石炭税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

5 第二号に掲げる石油石炭税額の合計額から第三号に掲げる石油石炭税額を控除した金額に相当する石油石炭税額

6 その他参考となるべき事項

2 前項の国税府長官の承認を受けた者は、当該承認を受けた日の属する月の翌月以後は、毎月(同項に規定する原油等の保税地域からの引取りがない月及び引取りに係る原油等の全部につき石油石炭税を免除されるべき月を除く。)政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その承認の際に指定を受けた場所の所在地を所轄する税関に提出しなければならない。

一 その月中において採取場から移出した原油、ガス状炭化水素又は石炭のそれぞれの課税標準による数量(以下この項において「課税標準数量」という)。

二 課税標準数量に対する石油製品、ガス状炭化水素又は石炭のそれぞれの課税標準たる数量(以下この項において「課税標準数量」という)。

三 他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする石油石炭税額(前号に掲げる石油石炭税額のうち、既に確定したものと含む)。

四 第二号に掲げる石油石炭税額を控除した金額に相当する石油石炭税額

五 第二号に掲げる石油石炭税額の合計額から第三号に掲げる石油石炭税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

六 その他参考となるべき事項

2 前項の国税府長官の承認を受けた場合は、次に掲げる事項を記載した申告書を税關長に提出しなければならない。

3 第一条の承認の申請があつた場合において、当該申請をした者が次のいずれかに該当するときは、国税府長官は、その承認をしないことができる。

一 現に国税の滞納があり、かつ、その滞納額の徴収が著しく困難であるときその他石油石炭税の保全上不適当と認められる事情があるとき。

二 国税府長官は、第一項の承認を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その承認を取り消すことができる。





第一項ただし書の承認を受けている場合にあつては、その承認を受けた場所の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならない。

施行日前から引き続いてガス状炭化水素の採取の委託をしている者で、新法第六条第一項の規定によりガス状炭化水素を採取したものとなされた者は、指定日の前日までに、ガス状炭化水素を採取したものとみなされる委託の内容については、その承認を受けた場所の所在地を所轄する他政令で定める事項を書面で当該ガス状炭化水素の採取場所に申告しなければならない。

前二項の申告をした者は、それぞれ、施行日において新法第二十条第一項前段又は第三項の規定による申告をした者とみなす。

第一項又は第二項の規定は、これらの規定に規定する税務署長に申告しなければならない。

前二項の申告をした者は、それぞれ、施行日を廃止し、又は第二項の委託をしないこととなるものについては、適用しない。

施行日から指定日の前日までの間において新たにガス状炭化水素の採取をしようとする者は、新法第二十条第一項前段の規定による申告については、同項前段の規定にかかるらず、指定日の前日までに、ガス状炭化水素の採取場所ごとに、ガス状炭化水素の採取場の位置その他政令で定める事項を書面で当該ガス状炭化水素の採取場（新法第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあつては、その承認を受けた場所）の所在地を所轄する税務署長に申告すれば足りるものとする。

施行日から指定日の前日までの間にガス状炭化水素の採取の委託をしようとする者は、新法第二十条第三項の規定による申告については、同項の規定にかかるらず、指定日の前日までに、ガス状炭化水素を採取したものとみなされる委託の内容その他政令で定める事項を書面で当該ガス状炭化水素の採取場（当該委託をする者が新法第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあつては、その承認を受けた場所）の所在地を所轄する税務署長に申告すれば足りるものとする。

第一項、第二項、第五項又は前項に規定する者について、施行日から昭和五十九年七月三十一日までの間に相続があつた場合において、当該相続によりガス状炭化水素の採取業を承継すれば足りるものとする。

二十二条第四項の規定による申告については、そのガス炭化水素の採取場ごとに、当該相続のあつた日から指定日の前日までの間に、その旨を書面で当該ガス炭化水素の採取場（当該相続に係る被相続人が新法第七条第一項ただし書の承認を受けていた場合において、当該相続に係る相続人が同項ただし書の承認を受けるとき）にあつては、その承認を受ける場所の所在地を所轄する税務署長に申告すれば足りるものとする。

8 前項の規定は、法人が合併によりガス炭化水素の採取業を承継した場合について準用する。この場合において、同項中「当該相続人」とあるのは「当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人」と、「当該相続に係る被相続人」とあるのは「当該合併により消滅した法人」と、「当該相続に係る相続人」とあるのは「当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人」と読み替えるものとする。

9 新法第二十条第一項前段、第三項又は第四項（同項第五項において準用する場合を含む。）及び新法第二十六条第二号の規定は、第五項、第六項及び第七項（前項において準用する場合を含む。）に規定する者で指定日の前日までにガス炭化水素の採取を廃止し、又はガス炭化水素の採取の委託をしないこととなるものについては、それぞれ適用しない。

10 第一項又は第二項の規定による申告を怠り、又は偽つた者（新法第六条の二の規定の適用を受けている者を除く。）は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

11 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。  
(罰則に係る経過措置)

**第六条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により從前の例によることとされる石油税又は財産に関するこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

ついて効力を生ずる日から施行する。ただし、同条約が昭和六十三年一月一日に効力を生じない場合において、この法律を同日から施行したとしても関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約（次項において「品目表条約」という。）の締約政府としての義務に反しないときは、同日から施行する。

この法律を昭和六十三年一月一日から施行したとしても品目表条約の締約政府としての義務に反しないこととなつた場合には、外務大臣はその旨を速やかに告示するものとする。

第一項の規定によるこの法律の施行日が昭和六十三年一月一日に確定した場合には、大蔵大臣はその旨を速やかに告示するものとする。

附則(昭和六三年一)

第一條　去津共、公石の田二十石。二

だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一及び二 略

第六条及び附則第五十四条から第五十六条までの規定  
(石油税法の一部改正に伴う一般的経過措置)

**第五十四条** この附則に別段の定めがあるものを除き、第六条の規定の施行前に課した、又は課すべきであつた石油税については、なお従前の

(免税移出等に係る経過措置)  
**第五十五条** 昭和六十四年四月一日前にその採取

場から移出された原油又はガス状炭化水素で、石油税法第十条第三項（同法第十二条第三項において準用する場合を含む。以下この項における

て同じ。)の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る同法第十条第三項各号に掲げる日が同一日以後に到来するものに限る。)

について、同法第十条第三項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該原油又はガス状炭化水素に係る

石油税の課税標準及び税率は、第六条の規定による改正後の石油税法（以下「新石油税法」という。）の課税標準及び税率とする。

2 次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により石油税の免除を受けて昭和六十四年四月一日前にその採取場から移出された原油若しくは

	税法等の臨時特例に関する法律第三条第一項において準用する場合を含む。)	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第七条(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む)。	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第八条(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第六条)。
(施行期日)	附則(平成二年三月三一日法律第二百二十九号)抄	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第一百二十一号)第二条第一項
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定、第三条中関税法の目次の改正規定、同法第二章第二節中第七条の五を第七条の十七とする改正規定、同法第七条の四の改正規定、同条を同法第七条の十六とする改正規定、同法第七条の三の改正規定、	(石油税法の一部改正に伴う罰則に係る経過措置)	第五十六条 第六条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる石油税に係る同条の規定の施行後にして行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	(石油税法の一部改正に伴う罰則に係る経過措置)

同条を同法第七条の十五とする改正規定、同法第七条の二の改正規定、同条を同法第七条の十四とし、同法第七条の次に十二条を加える改正規定、同法第九条、第九条の二、第十条から第十三条まで、第十四条、第十四条の二、第二十一条、第五十八条の二（見出しを含む）、第六十二条の十五、第六十七条、第六十八条、第七十二条、第七十三条、第九十七条及び第一百五十五条の改正規定、同法第一百五十五条及び第一百六十六条の改正規定、同法第一百七十七条の改正規定（第一百三十三条の二）を「第一百三十三条の二」（特例申告書を提出期限までに提出しない罪）、第一百十三條の三とし、同法第一百三十三条の次に一条を加える改正規定、同法第一百五十五条及び第一百六十六条の改正規定、同法第一百七十七条の改正規定（「許可」に改める部分に限る）、「第四条中関税暫定措置法第十条の三及び第十条の四の改正規定並びに附則第五条及び第七条から第十六条までの規定については、平成十三年三月一日から施行する。」

改正規定並びに附則第四十四条から第四十八条まで、第五十条、第三百三十七条、第三百三十八条、第三百三十九条（国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第二条第三号の改正規定に限る。）、百四十四条（第六十条第二項の改正規定に限る。）、百四十五条（第六十三条、第三百五十三条から第三百六十八条まで、第三百七十二条、第三百七十六条、第三百八十二条、第三百八十三条、第三百八十四条（第六十条第二項の改正規定に限る。）、第三百四十三条（第三百五十四条））、第三百二十九条（第六十条第二項の規定による。）及び第三百八十八条第一項の規定（石油税法の一部改正に伴う一般的経過措置）

第四十四条 平成十五年十月一日から平成十七年三月三十日までの間に、ガス状炭化水素（第九条の規定による改正後の石油石炭税法（以下「石油石炭税法」という。）第二条第三号に規定するガス状炭化水素をいう。以下同じ。）の採取場から移出され、又は保税地域から引き取られるガス状炭化水素に課されるべき石油石炭税の税率は、石油石炭税法第九条第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる税率とする。

一 ガス状炭化水素のうち関税定率法別表第二七一一・一一号及び第二七一一・一二号に掲げる天然ガス（以下この条において「天然ガス」という。）一トンにつき八百四十円

二 ガス状炭化水素のうち天然ガス以外のもの（次項において「石油ガス等」という。）一トンにつき八百円

平成十七年四月一日から平成十九年三月三十日までの間に、ガス状炭化水素の採取場から移出され、又は保税地域から引き取られるガス状炭化水素に課されるべき石油石炭税の税率は、石油石炭税法第九条第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる税率とする。

一 天然ガス 一トンにつき九百六十円

二 石油ガス等 一トンにつき九百四十円

(石炭に係る税率の特例)

(石炭に係る税率の特例)

**第四十五条** 次の各号に掲げる期間内に、石炭（石油石炭税法第二条第四号に規定する石炭をいう。以下同じ。）の採取場から移出され、又は保稅地域から引き取られる石炭に課されるべき石油石炭税の税率は、石油石炭税法第九条第三号の規定にかかわらず、当該各号に掲げる税率とする。

一 平成十五年十月一日から平成十七年三月三十日まで 石炭一トンにつき二百三十円

二 平成十七年四月一日から平成十九年三月三十日まで 石炭一トンにつき四百六十円

（未納税移出等に係る経過措置）

**第四十六条** 平成十五年十月一日前にその採取場から移出されたガス状炭化水素で、第九条の規定による改正前の石油税法（以下「旧石油税法」という。）第十条第三項（旧石油税法第十三条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る旧石油税法第十条第三項各号に掲げる日が平成十五年十月以後に到来するものに限る。）について、旧石油税法第十条第三項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該ガス状炭化水素に係る石油石炭税の税率は、附則第四十四条第一項に規定する税率（以下「附則第四十四条第一項の税率」という。）とする。

2 平成十七年四月一日前にその採取場から移出されたガス状炭化水素又は石炭で、石油石炭税法第十条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に掲げる日が平成十七年四月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税率は、ガス状炭化水素にあつては附則第四十条第二項に規定する税率（以下「附則第四十条第二項の税率」という。）とし、石炭にあつては附則第四十五条第一号に規定する税率（以下「附則第四十五条第一号の税率」という。）とする。

3 平成十九年四月一日前にその採取場から移出されたガス状炭化水素又は石炭で、石油石炭税法第十条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に掲げる日が平成十九年四月一日以後に到来するものに限る。）とする。

<p>3 第一項の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により石油石炭税の免除を受けて平成十七年四月一日前にその採取場から移出され、又は保税地域から引き取られたガス状炭化水素について、同日以後に同項の表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税率は、ガス状炭化水素にあつては附則第四十四条第二項の税率とし、石炭にあつては附則第四十五条第二号の税率とする。</p>	<p>2 前項の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により石油石炭税の免除を受けて平成十七年四月一日前にその採取場から移出され、又は保税地域から引き取られたガス状炭化水素について、同日以後に同項の表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税率は、ガス状炭化水素にあつては附則第四十四条第二項の税率とし、石炭にあつては附則第四十五条第二号の税率とする。</p>	<p>日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第七条（日本における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）</p>	<p>日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条</p>	<p>日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第七条（日本における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）</p>
<p>日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第七条（日本における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）</p>	<p>日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第七条（日本における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）</p>	<p>日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第七条（日本における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）</p>	<p>日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第七条（日本における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）</p>	<p>日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第七条（日本における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）</p>





附 則（令和六年三月三〇日法律第八号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三次に掲げる規定 令和六年十月一日  
イ からホまで 略

ヘ 第九条の規定及び附則第十七条の規定  
(石油石炭税法の一部改正に伴う経過措置)

**第十七条** 第九条の規定による改正後の石油石炭税法（以下この条において「新石油石炭税法」という。）第十八条第三項の規定は、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第四条第一項の規定にかかわらず、令和六年十月一日以後に新石油石炭税法第十八条第三項に規定する原油等を保税地域から引き取るうとする者が同項前段に規定する申請書を提出する場合について適用する。

（罰則に関する経過措置）

**第七十二条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第七十三条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）

附 則（令和六年六月一四日法律第五二号）抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四十八条の規定 公布の日

（政令への委任）

**第四十八条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。